

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	95	所管 国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金		職員の身分	非国家公務員
法人概要		奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として設立された独立行政法人。奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため、奄美群島の中小・零細事業者に対する金融面からの支援（保証・融資）を行っている。 （根拠法である奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）は時限法であるため、当法人の設置期限も根拠法の期限と同じく平成26年3月31日までとなっている。次期通常国会に延長法案を提出予定）					
沿革		昭30.9 奄美群島復興信用保証協会 → 昭34.3 奄美群島復興信用基金（改称・融資業務追加） → 昭39.4 奄美群島振興信用基金（改称） → 昭49.4 奄美群島振興開発基金（改称） → 平成元.4 出資業務追加 → 平16.10 独立行政法人奄美群島振興開発基金 → 平18.3 出資業務廃止					
中期目標期間		平成21年4月～平成26年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		3 [0] (0)	4 [0] (0)	4 [0] (0)	4 [0] (0)		
常勤役員数		1	2	2	2		
非常勤役員数		2	2	2	2		
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		18 [0] (0)	18 [0] (0)	19 0] (0)	18 [0] (0)		
うち間接部門		5	5	5	5		
うち事業部門		13	13	14	13		
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		5 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴動向）		93.4 (100.5)	95.0 (102.1)	96.2 (103.6)	— (—)		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴動向）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算		
国からの 財政支出額 の推移 （百万 円）	一般会計（百万円）	—	—	—	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計（特会名）（百万円）	200	200	200	200		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
うち出資金	200	200	200	200			
計	200	200	200	200			
支出額の推移（百万円）		1,919	1,798	1,848	2,908		
収入額の推移（百万円）		2,941	2,530	2,372	2,781		
国の財政支出/収入額（%）		6.8	7.9	8.4	7.2		
財務データ （平成24年度、百万 円）	資産合計	16,604	うち流動資産	4,796			
	負債合計	5,569	純資産合計	11,035	うち利益剰余金	△ 5,737	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	95	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金
-----	----	----	--------------	-----	------------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業の構造等（平成25年度）	事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
				内訳	(名称)	(額)	法人名	額
				合計				
保証業務		<ul style="list-style-type: none"> 「奄美群島振興開発特別措置法」第17条第1号（奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと）により保証業務を実施 事業規模は、過去の事業実績等を踏まえ「年度計画」に規定し主務大臣へ届出、公表 	212	合計		602		
				国費	出資金	200		
				自己収入	(求償権等回収金、保証料外)	268		該当なし
				その他	出資金（鹿児島県、奄美群島内12市町村）	134		
融資業務		<ul style="list-style-type: none"> 「奄美群島振興開発特別措置法」第17条第2号及び第3号（奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け等）により融資業務を実施 事業規模は、過去の事業実績等を踏まえ「年度計画」に規定し主務大臣へ届出、公表 	1,636	合計		1770		
				国費	出資金	-		
				自己収入	(貸付回収金、貸付金利息外)	1770		該当なし
				その他	借入金（鹿児島県）	-		

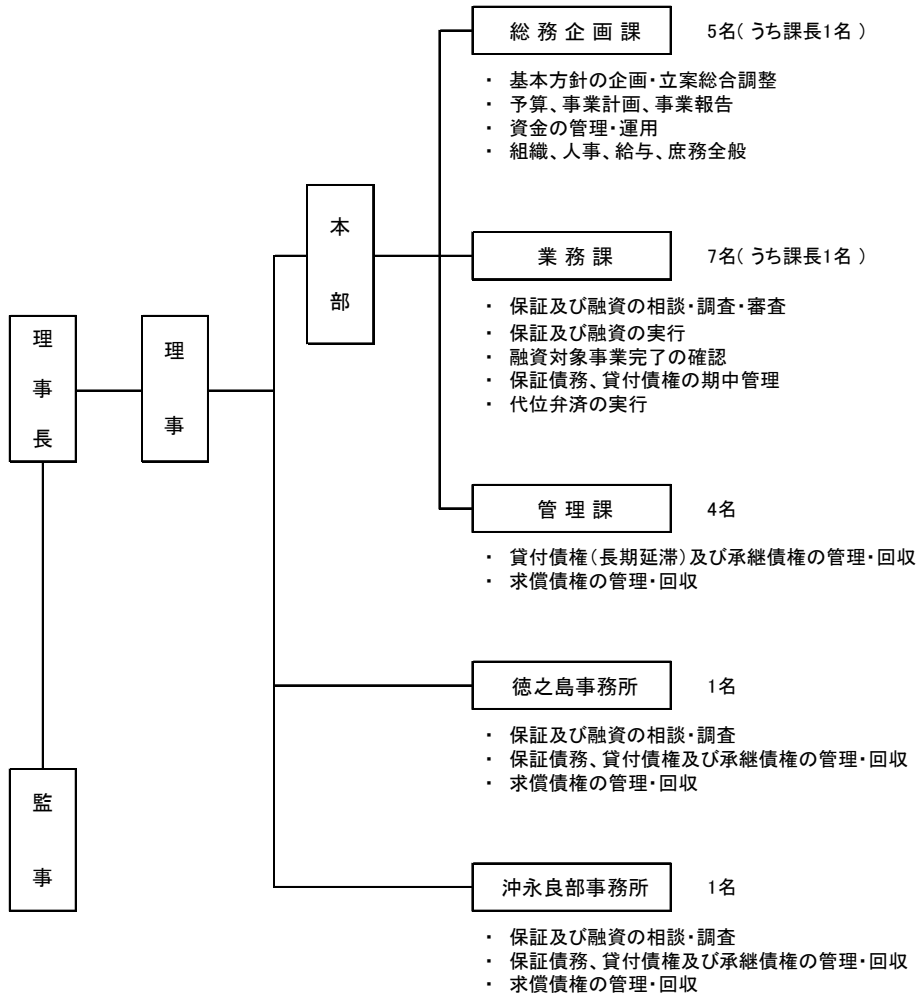
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） ＜平成24年度決算合計＞

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		合計	財政投融资特別会計	
保証業務	200	200	200	
融資業務	-	-	-	

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	95	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金
-----	----	----	--------------	-----	------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



【役職員数】

理事長	理事	監事 (非常勤)	職員	計
1名	1名	2名	18名	22名

【所在地】

- 本部 鹿児島県奄美市名瀬港町1-5
- 徳之島事務所 鹿児島県大島郡徳之島町亀津2928-4
- 沖永良部事務所 鹿児島県大島郡和泊町1225

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	95	所管	国土交通省、財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金
-----	----	----	-----------	-----	------------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

・奄美群島は、その特殊事情にかんがみ、総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的として定められた奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）により振興開発の政策が進められているが、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、「奄美基金」）も、同法を根拠として設立された法人であり、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として事業を実施している。

・これら各種振興施策に併せて奄美基金が、地域の政策金融を適切に実施することで中小規模の事業者等への円滑な資金供給を通じて奄美群島の産業、経済の進展が図られ、地域の活性化・自立化に資することとしている。

（保証業務 24年度実績：16億円 年度末保証残高：48億円、融資業務 24年度実績：15億円 年度末融資残高：64億円）

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

独法制度の活用により次のメリットがあったものと考えている。

・独立行政法人として、主務大臣の定める「中期目標」を受けて作成する「中期計画」及び「年度計画」に即した業務運営を図ることで、計画的な業務運営が図られるとともに、各事業年度及び中期目標に係る業務実績の評価といった形で各期間別に主務省評価委員会による客観的な評価を受けることが可能となっている。さらに、これら評価結果等を次期の計画に反映する等業務改善が迅速かつ確実に措置できる体制となり事業の合理化、効率化が推進された。

・財務諸表については主務大臣の承認を受けること及び財務諸表、事業報告書及び決算報告書については監事監査のほか、会計監査人の監査を受けることとされており適正な財務運営に対する事後チェックを図る仕組みが担保されることとなった。

・業務及び財務等情報公開の促進により業務運営の透明性が向上した。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
財務省	17	財政投融资(財政投融资資金)の運用に関する経理、財政投融资(産業投資)の運用に関する経理

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
庁舎管理業務	本部庁舎警備業務	379,260円	セコム株式会社
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	該当なし		

No.	95	所管	国土交通省、財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金
-----	----	----	-----------	-----	------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	—
② これに対する現時点での考え方	—
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○今後、本法人の機能を安定的かつ効果的に果たしていくため、具体的な繰越欠損金の解消に向けた計画を定めるとともに、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、信用保証業務や自治体からの出資の扱いなどの問題を検討した上で組織・業務の見直しを行う。</p> <p>○高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とし、金融庁検査を導入する。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>○奄美基金のガバナンスの強化の重要性は認識しており、民間出身の理事長のもと、既に抜本的な改革に向けた取組を進めている。具体的には、融資時の審査の強化や債権管理の徹底等を行うことにより、平成24年度は、約3千万円の単年度黒字の計上が確実な状況。</p> <p>○また、現在、外部研修への派遣や民間金融機関、債権回収会社等との人事交流を図ることや、能力・業績や法令等の遵守状況などを反映した人事評価・報酬体系への移行を図り、降給・降格も措置できる人事体系を構築すること等、職員ひとりひとりの能力向上に向けた取組を検討しているところ。</p> <p>○このほか、平成25年度内に繰越欠損金の解消に向けた具体的な計画の策定と、平成26年度からの中期目標管理と併せた進捗管理及び公表を行う方向で調整及び作業を進めている。今後も引き続き、奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与しつつ、基金の健全な運営を図っていくために必要な改革を進めていく所存。</p> <p>○なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」において言及されている事項については、以下の点に留意が必要であり、再度慎重な検討が必要であると思料。</p> <p>（留意が必要な点）</p> <p>①現在の繰越欠損金の大半は、独立行政法人移行時に、新しい会計基準に基づいた債権評価を行った際に表面化した担保不足に対する引当金を計上したことによるものであり、また、平成23年度の繰越欠損金の増加は、金融庁マニュアルに則った厳格な債権の自己査定を行った結果として、引当金の積み増しを行ったことによるものであることから、繰越欠損金の大きさがそのまま現在のガバナンスと結びついているものではない。</p> <p>②日本政策金融公庫と奄美基金を仮に統合した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域のみならず、業務内容も大きく異なっているため、統合に見合ったメリットが発生しないこと ・奄美基金の現行の機能を維持するためには、統合後も日本政策金融公庫とは別勘定で独立した業務形態をとる必要があること、また、日本政策金融公庫のシステムに新たな業務形態を加える必要が生じるため、コスト増が生じる可能性があること ・戦後遅れて日本に復帰する中で特別に設立された機関との意識が強いため、統合に反対する地元（鹿児島県、群島12市町村）からの出資が受けられなくなる可能性があるだけでなく、既に受けている出資金の返納を求められる可能性があること <p>などの問題がある。</p> <p>③奄美基金は、独立行政法人通則法に基づく主務省検査を受けており、当該検査は金融庁検査に類似した項目を含んでいることから、金融庁検査を導入したとしても、その効果は限定的となる可能性がある一方、法人職員の作業負担が増大し、奄美群島の振興開発の支援業務に支障が生じてしまう恐れがある。</p>

No.	95	所管	国土交通省、財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金
-----	----	----	-----------	-----	------------------

(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項

① 指摘事項

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃に関する意見（平成18年11月27日 政策評価・独立行政法人評価委員会）

第1 他の金融機関等に対応できないメニューへの特化

法人の融資業務及び債務保証業務については、民業補完の徹底及び業務の重点化の観点から、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等他の金融機関等に対応できない、あるいは法人が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止するものとする。

第2 法人の業務内容の抜本的見直し

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている奄美群島振興開発基金の業務内容については、同法が平成20年度末に期限切れになることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を行うものとする。

② 対応状況

○奄美群島振興開発審議会の意見具申（平成20年6月）において、平成21年度以降の奄美群島の振興開発については、農業、観光及び情報通信産業の振興や人材の育成による雇用機会の拡大が重要であること、奄美群島振興開発基金については、資金需要の発掘機能やコンサルタント的役割を強化して事業者の起業、事業転換、多角化等を支援すべき等の方向性が示されたことから、これらを踏まえて、他の金融機関に対応できない、あるいは、奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件について具体的な検討を行い、以下のとおり融資メニューの改正や保証限度額の見直し等を行った。

（融資業務）

- ・ 一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金を廃止した。
- ・ 観光関連産業振興資金の貸付期間の延長（10年→15年）及び融資限度額の引き上げ（48百万円→70百万円）。
- ・ 地域資源等振興資金の貸付対象事業に大島紬業等特産品振興資金の貸付対象事業である、大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島紬業等特産品振興資金を廃止。
- ・ 短期運転資金の貸付対象事業について、農林水産業、大島紬業に限定。
- ・ 地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設。

（債務保証業務）

- ・ 責任共有制度等による保証のカバー率の引き下げ。
- ・ 一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額の引き下げ（4億円→2.3億円）

No.	95	所管	国土交通省、財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金
-----	----	----	-----------	-----	------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

I. 審議会等での議論

奄美群島振興開発特別措置法が、平成25年度末に法期限を迎えるにあたり、平成24年11月から奄美群島振興開発審議会を開催し、法延長・改正に関する議論を開始したことに併せ、奄美基金についても、平成24年12月に本審議会の下部組織として、「奄美群島振興開発基金の今後のあり方の検討のためのワーキンググループ」（以下「奄美基金WG」という。）を設置し、議論を開始した。奄美基金WGの議論の結果は、平成25年4月に奄美群島振興開発審議会に報告され、審議会はそれらを含めて、同年7月8日に国土交通大臣への意見具申がまとめられた。

意見具申の中で、奄美基金については、

・ 重大な課題である繰越欠損金について、業務の内容面、組織運営面での改革の推進により、その解消を軌道に乗せ、加速することが必要

・ 鹿児島県や地元市町村の施策と連携し、資金需要の掘り起こし機能やコンサルティング機能を強化して今後の成長が期待される分野の中小企業・小規模事業者を支援することが重要

等と記述された。なお、審議会には、鹿児島県知事、県議会議長及び大島郡町村会会長（伊仙町長）等の地元代表者が、奄美基金WGには、大島郡町村会長（伊仙町長）が委員として参加した。

II. 奄美群島の振興開発の促進にあたり必要な政策金融の機能

奄美基金WGの報告書において、奄美群島内の中小零細規模事業者等への資金需要に応え、奄美群島の自立的発展を図るためには、一般の金融機関を補完・奨励する政策金融が引き続き必要とされた。また、その際に必要となる視点は、以下のとおり。

- (1) 事業者の業種、規模等の特性に応じて資金を安定的に供給
- (2) 地域に密着したきめ細やかな助言・指導
- (3) ステークホルダーである地元自治体（鹿児島県、市町村）の施策との協調

III. 今後の奄美基金のあり方

1. 近年の取組

民間金融機関出身の理事長就任(H22.10～)以降、奄美基金の経営改善に向け、以下の内容に取り組んできている。

【ガバナンス強化】

1) 審査、債権管理の徹底

- ・ 中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査
- ・ 保証付き融資と民間金融機関独自融資の併用推進によるリスク管理の強化
- ・ 責任共有制度（融資額の80%までを保証）によるリスク管理の強化
- ・ 融資・保証の全ての案件を審査委員会にて審査
- ・ 融資実施金融機関との合同督促
- ・ 保証・融資先事業者の経営状況の定期的な把握とアドバイス
- ・ 督促強化、求償権回収強化
- ・ 事業者の事業再生の支援
- ・ 金融庁マニュアルに則ったリスク管理債権の算定区分の適用（H22決算時より）

2) 人事管理

- ・ 職員の資質向上を図るための通信講座の受講及び外部機関の研修
- ・ 能力、業績に見合った人事評価制度の導入（H25.6）
- ・ 一般管理費の削減（対国家公務員ラスパイレス指数96.2）
- ・ 内部統制担当職員の専任配置
- ・ 長期にわたり同じ業務を行っている職員の異動

これらの取組の結果、平成24年度において、当年度利益30百万円を計上。

○繰越欠損金について

・ 繰越欠損金の多くは、独立行政法人に移行した際に、債権の評価を新しい会計基準に基づいた処理を行い、引当金を計上したもの

- ・ 平成23年度に、金融庁検査マニュアルに則りリスク管理債権を見直した結果、再度、引当金を計上
- ・ 引当金計上の厳格化により、現在保有しているリスク管理債権の処理に伴う損失は、ほぼ無いと見込まれる

○リスク管理債権について

・ リスク管理債権の額は、回収及び償却の実施により着実に減少中

・ 割合が高い状態が継続しているのは、新規融資・保証の低迷により、分母となる債権残高が減少していたことによるもの。ただし、近年は残高は下げ止まった状態

No.	95	所管	国土交通省、財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金
-----	----	----	-----------	-----	------------------

今後、組織の見直しの中で取組むべき主な課題は以下のとおり

【業務面】

1. 奄美経済情勢の実情にあった融資・保証の条件設定

地元自治体及び奄美基金に寄せられる要望・意見を参考に、全国規模の政策金融機関では対応困難な地域の特性に応じた融資・保証の限度額等の条件設定を、財務状況への影響を十分勘案した上で、検討する。

2. 融資と保証の連携業務

融資と保証を共に自ら行い得るという特性を活かし、一般の金融機関との連携も強化して、事業者の状況を継続的に把握する取組を更に強化する手法を検討する。

3. 融資・保証を効果的に機能させるための関連業務

(1) 地域に根ざした優位性を活かす取組の拡大

奄美群島内に職員が駐在し、事業者と「フェイス・トゥ・フェイス」のコミュニケーションを通じ原情報に直接接しうるとともに、奄美基金側の取組についての発信も可能であるという特性をさらに活かす方策を検討する。

(2) 地元自治体が行う産業振興への助言

地元自治体が企業誘致等の産業振興を進める際に、奄美基金が融資・保証業務を通じて蓄積してきた知見・ノウハウを活用し、誘致企業の事業計画、資金計画の妥当性（内容、規模など）について助言を行うことを検討する。

4. 繰越欠損金の解消

(1) 延滞債権等の発生防止

融資・保証業務の審査にあたっては、地元自治体や事業団体等との情報交換を緊密に行い、債権の安全性の確保を行う等の方策を検討する。

事業者が適切な将来予測のもとで事業計画を策定するよう定期的に事業者向けのセミナーを企画・開催する。

また、業務全般の可視化、自己査定における債務者区分毎の管理方策の策定等により、業務の効率性を向上させ期中管理の強化を図る。

さらに、融資・保証を実施する際には、適切かつ効果的な債権保全（保証人の協力、将来価値を見込んだ担保設定、事業資産等の動産担保設定等）の検討に努め、リスクに対する多様な備えを行うことで、新たな延滞債権等の発生を防止する。

(2) 既存のリスク管理債権の削減

期中管理の徹底等の債権管理のプロセスの見直し及び効果的な法的措置の実施により回収強化を図るとともに、費用対効果を考慮しつつ、債権回収会社制度の活用を検討する。また、回収の可能性のあるリスク管理債権として引当金を積んでいるものは、事業者に対し適切な助言や経営指導を行い、債権の正常化を図る。

(3) 質を伴った融資・保証の充実

高付加価値農業への移行のための支援、成長の厳しい業種から農業や観光への事業転換のための支援、重点的に振興する分野（農業、観光、情報通信）に対する事業拡大・新規事業参入のための支援等を検討する。

(4) 当面の目標と進捗管理

当面は、現下の独立行政法人会計基準の下で着実に単年度利益を連続して計上することを目標とする。

また、可能な限り早期の解消に努めるとともに、計画管理として中期的な取組みを段階的に積み重ねる方式で繰越欠損金解消計画を策定し、その進捗を奄美基金自ら点検すると同時に、主務省も確実に計画の進捗状況の評価を行える仕組みとする。

5. 内部統制

(1) 人事管理

外部研修への派遣や民間金融機関、債権回収会社などとの人事交流の取組を検討する。

能力・業績や法令等の遵守状況などを反映した人事評価・報酬体系への移行を図り、降給・降格も措置できる人事体系とすることを検討する。

(2) 設置目的を意識した組織運営

人事管理面において、職員毎の目標設定にあたっては、奄美群島の振興開発との関係性が明確となるような側面を付与することを検討する。

No.	95	所管	国土交通省、財務省	法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金
-----	----	----	-----------	-----	------------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—